

終期付き事業評価書

平成16年6月

評価対象事業	生活保護適正実施推進等事業費
当該事業に係る補助金	
担当部局・課	社会・援護局保護課
関係部局・課	なし

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	1	生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと
		生活困窮者に対し必要な保護を行うこと

(2) 事務事業の概要

(単位 : 百万円)

予算項目	(項) 生活保護費			
	(目) 生活保護費補助金			
	(目細) 生活保護適正実施推進等事業費			
	(積算) 生活保護適正実施事業等分			
	当初予算額	補正後予算額	決算額	補正後予算額と決算額に乖離がある場合の理由
H 1 0	6,550	7,663	7,663	-
H 1 1	7,047	7,026	7,026	-
H 1 2	6,547	6,527	6,527	-
H 1 3	6,562	6,541	6,541	-
H 1 4	6,184	7,171	7,171	-
H 1 5	6,179	6,167	-	-
H 1 6	8,179	-	-	-
事業創設年度	平成10年度			
継続回数	0回			
事業実施主体	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村			
事業の主な対象者	生活保護受給者等			
事業創設の背景	生活保護法等の安定的かつ適正な運営を確保するため、都道府県・政令市・中核市・市及び福祉事務所を設置する町村が行う生活保護の適正化を推進する事業等に要する経費の一部を補助する。			
	生活保護法等の安定的かつ適正な運営を確保するため、都道府県・政令市・中核市・市及び福祉事務所を設置する町村が行う以下のよう			

事業内容	<p>な生活保護の適正化を推進する事業等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書等点検充実事業 診療報酬明細書等について嘱託職員又は外部委託により内容の点検を行い、内容に誤りがあった場合、過誤調整又は再審査請求を行う。 ・収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業 被保護者から定期的に収入・資産報告書を徴収し、課税調査、預貯金調査等を行い、不適切なケースについては、世帯訪問を行う。調査の結果、不当(正)受給の事実が発見された場合は、費用返還等を行う。 ・就労促進事業 稼働能力を有しながら、身体的、家庭的又は社会的事情により就労に結びつかない被保護者に対し、福祉事務所における就労支援員の配置や公共職業安定所(ハローワーク)等との連携により、就労に関する指導、助言等を行う。
得ようとする効果	<p>生活保護の実施において適正実施推進等事業の事業を積極的に実施することにより、国及び地方公共団体が負担する費用の適正化が図られる。</p> <p>また、真に保護が必要な者に対する適切な保護の実施や要保護者の自立支援を図ることにより、生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することができる。</p>

(3) 事業の評価関連指標

定量指標

指標名(単位)	診療報酬明細書点検 (単位:千円)				
	H10	H11	H12	H13	H14
(A)診療報酬請求額	957,650,454	1,031,184,098	1,069,060,706	1,124,367,295	1,153,688,775
(B)過誤調整額	3,741,787	4,107,489	8,410,676	8,905,514	10,729,058
過誤調整率(B/A)(%)	0.39	0.40	0.79	0.79	0.93
<p>(備考)</p> <p>資料: 交付調整会議資料</p> <p>Aについて、支払基金の一次審査を終了した時点での算定額。</p> <p>Bについて、併用先(社保等)からの再審査請求に基づく過誤調整額も含まれる。</p> <p>A、B共に前年度の診療報酬に係る請求額及び過誤調整額が含まれるため、経理の実績報告とは必ずしも一致しない。</p> <p>H12から資格点検を実施。</p>					

定量指標

指標名(単位)	不正受給件数・金額の推移				
	H10	H11	H12	H13	H14
不正受給件数(件)	4,063	4,665	5,617	7,063	8,204
不正受給金額(千円)	3,002,863	3,315,452	3,972,967	4,670,612	5,360,659
(参考)					
被保護世帯数(世帯)	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931
<p>(備考)</p> <p>資料: 監査実施結果報告</p>					

定量指標

指標名(単位)	「働きによる収入」の増加・取得を理由とする保護の廃止世帯数(世帯)				
	H10	H11	H12	H13	H14
保護廃止世帯総数	9,823	10,497	9,958	9,802	10,817
うち「働きによる収入」の増加・取得を理由とする保護廃止世帯数	1,065	986	994	981	1,140
(参考) 被保護世帯数(世帯)	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931
(備考) 資料：福祉行政報告例(保護廃止世帯数は各年9月)					

(4) 事業の実績

(これまでの事業の実績)

本補助金を活用し、地方公共団体が生活保護の適正化を推進する事業を実施することにより、国及び地方公共団体が生活保護の実施に当たり負担する費用の適正化が図られるだけでなく、要保護者の実情に応じた就労・自立支援等の適切な処遇が可能となっている。

(問題点)

地方公共団体によって、診療報酬明細書等点検充実事業や就労促進事業の取組状況に差異が見られる。

2. 評価((1)~(6)は事業所管部局、(7)は政策評価官室において作成)

(1) 必要性

公益性の有無(官民の役割分担、国と地方の役割分担等)	有
(理由) 国が、生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護制度において、制度実施主体である地方公共団体による適正化の取組を国が支援する必要がある。	
緊要性の有無	有
(理由) 現下の社会経済情勢の影響を受け、平成7年度の88万2千人(保護率7.0%)を底に、平成16年2月現在(速報値)で137万8千人(保護率10.8%)と被保護人員、保護率共に急激な増加傾向にある中、国の責務として、生活保護制度の運営の適正化に資する対策を緊急に進める必要がある。 保護率 = 被保護者数(福祉行政報告例) / 人口(総務省人口推計)	
事業の必要性 本補助金は、地方公共団体からのヒアリングを行い、保護費抑制効果の高い事業を優先的に採択し、重点的に予算配分を行っている。また、先般、財務省が行った予算執行調査においても、保護費抑制の効果があるとされたところである。本事業がなくなると、地方公共団体における生活保護の適正な実施に重大な支障が生ずる。	

(2) 有効性

得ようとする効果の把握の仕方(検証の手順)	診療報酬明細書等点検充実事業によって不適正な診療報酬の請求を防止した効果
-----------------------	--------------------------------------

額の把握、収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業によって発見された不正受給件数、金額、保護費削減額、就労促進事業によって被保護者の保護脱却・収入増につながった結果減少した保護費の額の把握等
これまで達成された効果(当該事業の実施前と実施後における具体的な変化を含む)今後見込まれる効果
不適正受給等の防止により生活保護の適正な実施が図られるとともに、就労支援員の配置等により要保護者に対するきめ細やかな面接相談、就労・自立支援が可能となっており、今後も同様の効果が期待される。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
特になし

(3) 効率性

手段の適正性	
生活保護の適正実施を推進するための事業を実施しようとする地方公共団体からヒアリングを実施し、高い効果が期待されるものに優先的に財政支援を行うことにより、それらの事業が確実に実施され、十分な効果が生じている。	
費用と効果との関係に関する評価	
以下のように、高い費用対効果を上げている事例が見られる。 診療報酬明細書等点検充実事業(A市) 補助金交付額 4,958千円 効果額(過誤調整額) 110,355千円 効果率 2,225.8% 収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業(B市) 補助金交付額 2,439千円 効果額(保護費削減額) 30,921千円 効果率 1,267.8% 就労促進事業(C市) 補助金交付額 7,106千円 85名の就職 効果額(保護費削減額)約 20,400千円 効果率 287.1%	
他の類似施策(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	無

(4) 公平性、優先性(政策の特性に応じて、必要な場合に記入)

特になし

(5) 今後の具体的改善点、講ずべき措置等

これまでの事業の実施状況を踏まえ、各地方自治体における事業の実施手法を収集し、先駆的な事例を集積した「適正化推進事業事例集」を作成し、全国的に周知するとともに、実効性のある事業に重点化することとする。また、生活保護適正化の取組が不十分な地方自治体に対して、本事業に取り組むよう、「適正化推進事業事例集」の周知等を通じて積極的に支援する。
--

(6) その他(学識経験を有する者の知見の活用に関する事項等)

平成16年度予算において、地方公共団体における民間の活力も活用した自立・就労支援の取組を新たに推進する補助事業として、自立・就労支援等事業を創設することとした。
--

(7) 所見

補助対象事業である診療報酬明細書等点検充実事業、就労促進事業等を実施した地方公共団体の例を見ると、費用対効果が高いものが多く過誤調整率の向上、被保護者の就労等による保護費の削減を通じて、本事業は、国及び地方公共団体が負担する費用の適正化の一助になっているものと考えられる。

このように本事業については一定の効果があがっていることから、本事業を引き続き実施し、生活保護制度の適正な運営を図っていくことが適当である。

ただし、本事業を実施した地方公共団体の間でも過誤調整率等に差異が見られることから、適正化推進事業事例集の周知等を行うとともに、本事業の取組やその効果が不十分な地方公共団体について、その原因の把握及び分析を行い、今後の取組に反映させること等について検討する必要がある。